

自筆証書遺言書保管制度の利用をお考えの方へ

はじめに、こちらをご覧ください！

遺言とは？

自分が死亡したときに相続人等に対して、財産をどのように分配するか等について自己の最終意思を明らかにするものです。

これにより相続をめぐる争いを事前に防止することができます。

遺言の方式は主に、**公正証書遺言**と**自筆証書遺言**があります。



遺言書ほかんガルー

どちらの方式の遺言にするか、
それぞれの特徴を踏まえてご判断ください。

公正証書遺言

☞ 信頼性の高い方式 ☞

- ☞ 法律専門家である公証人が2人以上の証人の立会いのもと厳格な方式に従い作成します。
- ☞ 遺言の内容について公証人の助言を受けることができます。
- ☞ 作成には財産の価額に応じた手数料が必要です。
- ☞ 公証人がその原本を厳重に保管します。
- ☞ 家庭裁判所での検認手続が不要です。

公正証書遺言に関する相談は、
お近くの公証役場へお問合せください。

自筆証書遺言

☞ 手軽かつ自由度の高い方式 ☞

- ☞ 15歳以上で、ご自身で書くことができれば、いつでも自らの意思により作成できます。
- ☞ 法令上の要件を満たしていなかったり、内容に誤りがあると無効になります。
- ☞ ご自身で作成するため手数料はかかりません。
- ☞ 遺言者が自分でその原本を管理する必要があります。
- ☞ 遺言者本人の死亡後、家庭裁判所での検認手続が必要です。

この2点が

新しい制度を利用すると変わります！

※これまでどおり、ご自宅等で遺言書を保管することもできます。

自筆証書遺言書保管制度を利用すると...

- ☞ 法務局に自筆証書遺言書の保管を申請することができます。※手数料が必要です。
- ☞ 法務局で保管された自筆証書遺言書は、家庭裁判所での検認手続が不要です。

！ 法務局では、
遺言の内容についてのご質問・ご相談は、お受けできません。

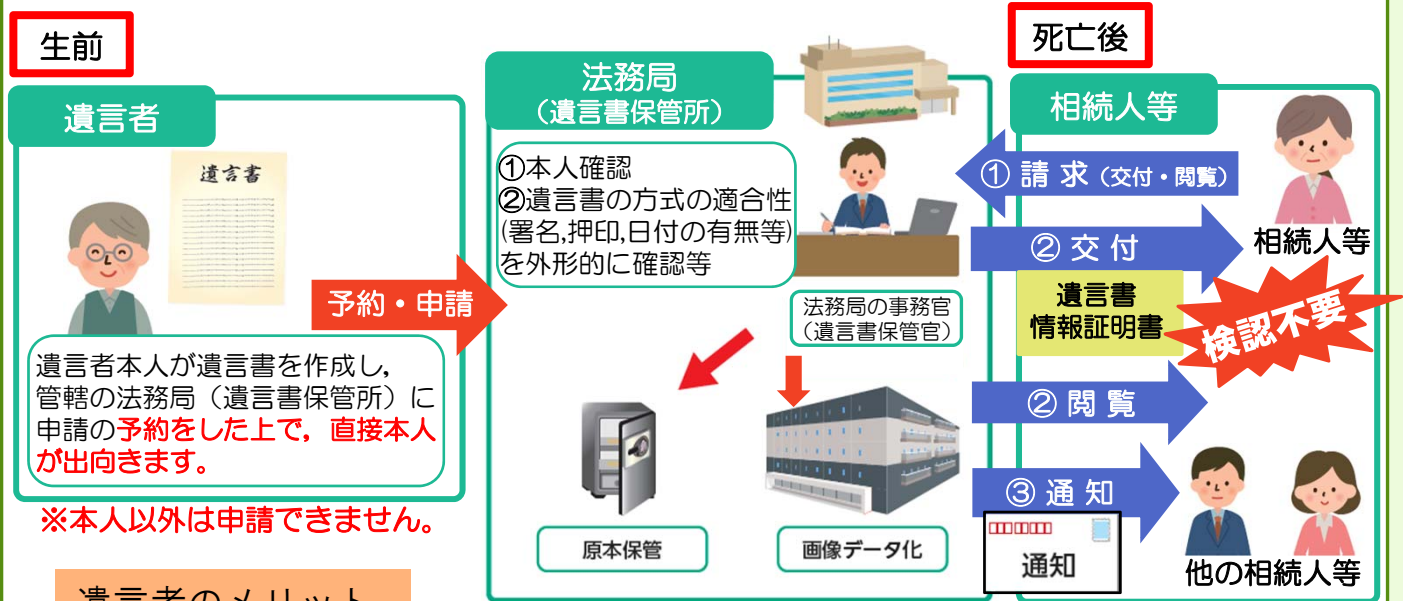
東京法務局 詳しい内容は、次ページへ

令和2年7月10日（金）全国の法務局（本局・支局等）で制度開始！

白筆証書遺言書保管制度

制度の概要

白筆証書遺言書を作成した本人が法務局（本局・支局等）に遺言書の保管を申請することができる制度です。保管制度を利用すると遺言者だけでなく相続人や受遺者等にもメリットがあります。



遺言者のメリット

- ①紛失・亡失を防ぐことができます。
⇒自宅で保管すると紛失・亡失するおそれがあります。
⇒遺言者の死亡後、発見されないおそれがあります。
- ②他人に遺言書を見られることはありません。
⇒他人に見つかった場合、勝手に開封されてしまうおそれがあります。
⇒他人に破棄されたり、改ざんや隠匿されるおそれがあります。
- ③相続人や受遺者等の手続きが楽になります。
⇒“終活”のひとつとして...

相続人・受遺者等のメリット

※受遺者...遺言によって遺言者の財産を譲り受ける者

遺言者の死亡後、家庭裁判所での検認手続は不要のため、速やかに相続手続ができます。相続人や受遺者等は、遺言者の死亡後、全国の遺言書保管所で①～③の手続ができます。

- ①「遺言書保管事実証明書」の交付請求
…遺言書が保管されているかどうかを調べること
- ②「遺言書情報証明書」の交付請求
…遺言書の内容の証明書の交付を請求すること
- ③遺言書の閲覧請求
…遺言書保管所において遺言書の内容を見て確認すること

⑤ 遺言書原本の閲覧については、遺言書が保管されている遺言書保管所に限られます。

➤ ②の証明書の交付を受け、又は③の閲覧をした場合には、その他の相続人等に対して法務局から遺言書が保管されている旨の通知がされます。

自筆証書遺言書の作成時の注意事項

本文は、遺言者本人が**自書（手書き）**しなければなりません。

遺言書

1. 長女花子に、別紙の不動産を相続させる。
2. 長男一郎に、私名義の(株)法務組の株式12000株を相続させる。

令和2年7月10日

法務太郎

作成年月日が必要です。

署名押印が必要です。

印

別紙

目録

九段下 印

1. 所在 東京都千代田区(霞が関)1丁目
地番 ○番○
地目 宅地
地積 350平方メートル

法務太郎 印

上記1中、3字削除3字追加
法務太郎

訂正した場合、

- ・訂正部分に押印が必要です。
- ・訂正した旨を**自書**しなければなりません。

目録にも署名押印が必要です。

目録は、パソコンで作成したものや通帳などのコピーでも構いません。

!

法務局では、遺言の内容についてのご質問・ご相談は、お受けできません。

自筆証書遺言書の保管の申請に必要なもの

※遺言書は、保管の申請の撤回をしない限り返還されません。

- ・自筆証書遺言書（用紙の大きさはA4版、片面で、とじたり封のされていないもの）
- ・申請書（法務省指定の様式）
- ・添付書類（本籍の記載のある住民票の写しなど）
- ・本人確認書類（マイナンバーカードや運転免許証などの顔写真付きの身分証明書）
- ・手数料（1件につき3,900円（収入印紙で納付））

自筆証書遺言書の保管の申請先

※ただし、既に遺言書を預けている場合には、その遺言書保管所が申請先となります。

遺言者の①**住所地**か②**本籍地**か③**所有する不動産の所在地**のいずれかを管轄する遺言書保管所（東京法務局では、本局・支局・板橋出張所の5か所）

※遺言書保管の申請をする際は、予約が必要となります。

管轄する遺言書保管所や予約の方法（令和2年7月1日予約開始）については、法務省ホームページにてご確認ください。

自筆証書遺言書保管制度の詳しい手続は、法務省ホームページをご覧ください。

法務省 遺言書保管制度



よくあるお問合せ

1. 保管の対象となる遺言書は、どのようなものですか？

保管の対象となるのは、自筆証書遺言書のみです。
また、遺言書は、用紙の大きさはA4版、片面で、法務省令で定める様式に従って作成され、とじたり封のされていないものでなければなりません。遺言書の見本又は注意事項については、法務省ホームページを参考にしてください。

2. 遺言書の内容について、相談できますか？

法務局では、**相談をお受けすることはできません。**
下記の相談窓口等にお問い合わせください。

3. 遺言書のすべてをパソコンで作成できますか？

遺言書の本文、作成年月日及び氏名は、手書きで作成しなければなりません。
自筆証書遺言書に添付する財産目録は、パソコンで作成しても構いませんが、各ページに署名押印が必要です。

4. 遺言書の保管の申請には予約が必要ですか？

予約が必要です。**必ず予約をして来庁してください。**
予約がない場合、申請の受付ができませんので、ご注意ください。

5. 遺言書の保管の申請は、郵送や代理でもできますか？

郵送や代理での申請はできません。
遺言者本人が窓口^{※必ず予約をしてください。}に直接来庁していただく必要があります。

6. 遺言書の保管等に費用はかかりますか？

- ・ 遺言書の保管申請（1件3,900円）
- ・ 遺言書情報証明書の交付請求（1通1,400円）
- ・ 遺言書の閲覧請求（1回1,400円（モニター）、1,700円（原本））
- ・ 遺言書保管事実証明書の交付請求（1通800円）

遺言・相続等に関する法制度や相談窓口についての問合せは

日本司法支援センター（法テラス）<https://www.houterasu.or.jp/>

法テラス・サポートダイヤル **0570-078374** 受付時間 平日9:00～21:00 土曜日9:00～17:00
（IP電話からは **03-6745-5600**） 祝日・年末年始を除く

遺言書や登記等の相続に関する手続のご相談についての問合せは

東京司法書士会 総合相談センター **03-3353-9205**

平日(除祝日)9:00-12:00 13:00-17:00

三多摩 総合相談センター **042-548-3933**

平日(除祝日)10:00-16:00

東京司法書士会 https://www.tokyokai.jp/consult/free_consult.html

公正証書遺言については

東京公証人会 <http://www.tokyokoshonin-kyokai.jp/>

自筆証書遺言書保管制度については

法務省 http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html

